

発行 ● 榛東村役場

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村大字山子田1258番地 1

☎0279-54-2211 ホームページアドレス <http://www.vill.shinto.gunma.jp/>

編集 ● 総務課

広報は綴って
保存しましょう
いつか役に立ちます
再生紙使用

平成18年 敬老大会

主催 榛東村・榛東村社会福祉協議会



主な内容

CONTENTS

平成17年度決算	2~7
決算審査意見書	8~9
慶祝訪問・敬老大会	10
村のニュース	11
スポーツ・話題	12~13
知らせたい情報・保健師	14~16

いっまでも元気でね —敬老大会—

平成17年度

一般会計決算

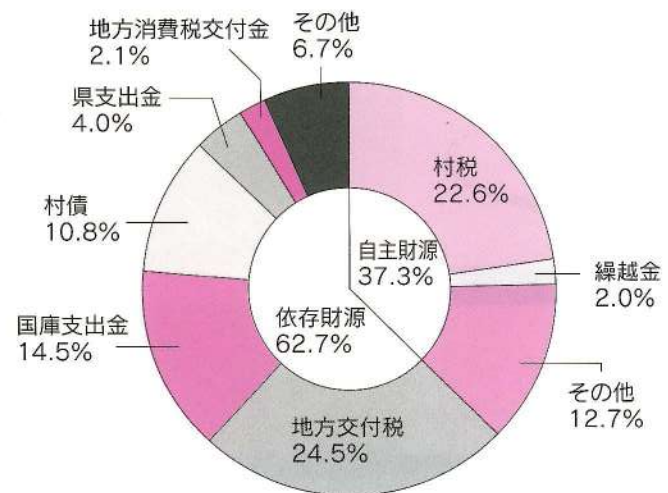
歳入
51億7,802万円
歳出
50億4,434万円

榛東村をよりよくするため

計画的に使いました

平成17年度の決算がまとまり、9月に開かれた定例村議会で認定されました。一般会計の歳入総額は、51億7,801万6,328円、歳出総額が50億4,434万2,809円となり、差し引きで1億3,367万3,519円を平成18年度に繰り越しました。

日本経済は、明るい兆しが見えてきたとはいえ、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。その中で、歳出全般の経費節減・合理化を図り、限られた財源の重点的な配分により節度ある財政運営を行い、財政の健全性の確保、財政秩序の維持に努め、住民福祉の向上のため予算を執行しました。



■一般会計歳入 (単位: 万円)		
項目	H17年度決算	対前年度
村税	11億6,956	8,577
繰越金	1億432	△8,509
その他		
主		
財		
源		
・使用料及び手数料	8,934	143
・分担金及び負担金	8,016	1,233
・諸収入	4,149	△1,075
・財産収入	5,747	△295
・繰入金	3億9,129	1億8,477
・寄付金	0	△239
地方交付税	12億7,018	△4,222
国庫支出金	7億5,185	1億4,091
村債	5億5,830	△890
県支出金	2億914	1,826
地方消費税交付金	1億809	△826
その他		
・地方譲与税	1億5,334	2,246
・自動車取得税交付金	5,791	△270
・地方特例交付金	3,841	△319
・国有提供施設所在助成金	6,213	100
・ゴルフ場利用税交付金	1,724	△224
・交通安全対策特別交付金	271	16
・利子割交付金など	1,509	△94
合 計	51億7,802	2億9,746

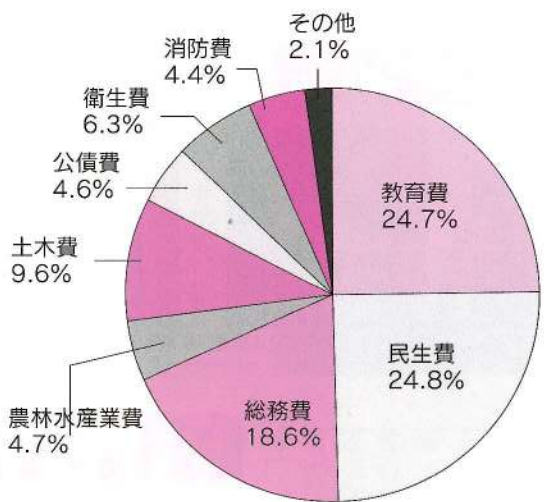
一般会計 歳入

村の歳入総額(村に入ってきたお金)は、前年度と比較して、2億9,746万円(6・1%)の増加となりました。

このうち、村税や使用料などの村が単独で確保できる財源(自主財源)は、19億3,363万円で全体の37・3%を占めています。

自主財源のうち、大きな柱である皆さんから納めていただいた村税は、11億6,956万円で、前年度に比べ7・9%の増加となりました。

村税の内訳は、村民税が4億6,645万円、固定資産税が6億1,



■一般会計歳出 (単位: 万円)		
項目	H17年度決算	対前年度
教育費	12億4,839	8,939
民生費	12億5,295	1億8,473
総務費	9億3,990	1億3,405
農林水産業費	2億3,633	991
土木費	4億8,511	△2,744
公債費	2億3,096	△1億4,903
衛生費	3億1,698	2,147
消防費	2億2,212	803
議会費	8,787	246
商工費	1,214	△90
労働費	1,149	△467
諸支出金費	10	10
計	50億4,434	2億6,810

一般会計 歳出

村の歳出総額(村で使ったお金)は、前年度と比較して、2億6,810万円(5・6%)の増加となりました。

目的別に内訳を見ると、最も多いのが民生費で、児童福祉費、老人福祉費、保育園費などに12億5,295万円を使い、全体の24・8%を占めています。

次に多いのが社会体育館建設事業、屋外運動公園整備事業、茅野公園整備事業、北・南小学校整備事業などに使った教育費で、12億4,839万円となり、歳出全体の24・7%を占めています。

総務費は、9億3,990万円を一般事務経費や財産管理、交通安全対策費などに使い、全体の18・6%を占めています。

農林水産業費は、2億3,633万円を農業振興や林業振興などに使いました。

性質別に見ると、人件費などの義務的経費が33・4%、公共工事などの投資的経費が32・8%、その他の経費が33・8%の割合となっています。

用語の解説

【投資的経費】 建物や道路の整備などの経費で、その支出効果が長期にわたって持続するものをいいます。

【義務的経費】 必ず支出しなければならない経費のことをいいます。具体的には、人件費、扶助費、公債費があげられます。村には、これらを支出する義務があります。

【繰入金】 一般会計、特別会計や基金(特定の事業のために積み立てる資金)などの間において、相互に資金運用することを行います。

【村債】 一時に多額の資金を要する事業を実施するときに行う債券で、長期間の借金のことをいいます。

村民1人あたりに 346,881円を支出しました。		
※平成18年3月31日現在の人口(14,542人)で算出		
教育費	民生費	総務費
85,847円	86,161円	64,633円
農林水産業費	土木費	公債費
16,252円	33,359円	15,882円
衛生費	消防費	その他
21,797円	15,274円	7,676円

村民1人あたりの村税の負担額は	80,426円
村民税	32,076円
固定資産税	42,203円
軽自動車税	1,900円
たばこ税	4,247円

農林水産業費・商工費



農林水産業費・商工費は、農業や林業、商業の振興のほか、農業委員会の運営などに要する費用です。

教育費



教育費は、幼稚園や小学校、中学校、給食センターなどの管理運営や社会教育、公民館、集会所、文化財の保護、耳飾り館の運営などに支出されるものです。

◆事務事業

- 認定農業者融資資金利子補給および農業近代化資金利子補給に百七十四万円、牛海綿状脳症関連緊急対策資金利子補給などの農業振興費および畜産業費に総額六百七十六万円（各種生産団体への補助金を含む）を支出しました。
- 勤労者住宅建設資金利子補給に三百八十七万円を支出しました。
- 村の財産である村有林の管理や創造の森の管理および整備事業などの林業振興費に総額八百四十四万円（林道舗装工事費を含む）を支出しました。
- 農業用水管理費では、機械の電

◆事務事業

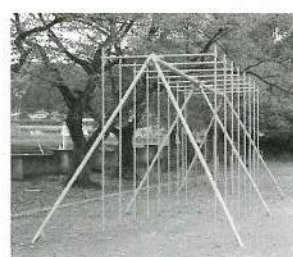
- 幼稚園の管理・運営に係る幼稚園費に総額七千六百三十一万円を支出しました。北・南小学校の管理・運営などを含む小学校費に一億四百六十七万円、中学校の管理・運営などを含む中学校費に六千二百二十二万円をそれぞれ支出しました。
- 社会教育部門では、青少年の健全育成や同和教育啓発活動の推進、生涯スポーツの推進、公民館や南部コミュニティセンターおよび村内六カ所にある集会所などの社会教育施設を利用したさまざまな事業を行いました。

また、体育協会および体育指導委員を積極的に支援し、両組織が運営する各種の競技大会やスポーツ教室などを通じて、村民の健康増進の一翼を担いながら、社会体育の充実を図りました。

- パソコン初心者を対象に、インターネットを利用したり、誰にでも操作することができるようパソコン教室を開催しました。
- 恒例の成人式では、百四十四人が出席し、記念植樹などを行い成人としての門出を祝福しました。
- 耳飾り館では、年二回の企画展を開催し、アングンのプレスレット作りや体験学習などの教室・イベントを実施しました。

◆建設事業

- ◆北小学校遊具設置等工事……………212万円
- ◆屋外運動公園整備事業……………2億9,608万円
- ◆社会体育館建設工事……………3億6,171万円
- ◆茅野公園整備事業……………3,290万円



更新された北小学校の遊具



完成したしんとうスポーツアリーナ

◆建設事業など

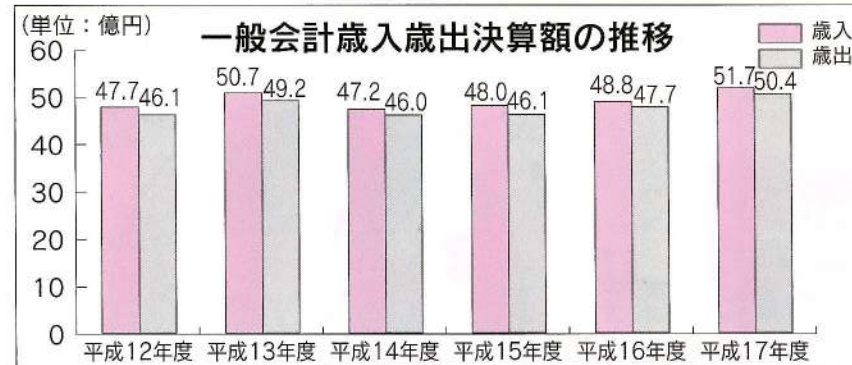
- ◆創造の森整備工事……………100万円
 - ◆林道舗装工事……………200万円
 - ◆むらづくり産業祭……………185万円
- 第18回むらづくり産業祭を総合グラウンドで開催しました。



建設工事中の親水公園



昨年度の村づくり祭で賑わったバザー



一般会計 歳出

平成17年度の歳出総額は、50億4,434万円（前年度比2億5,717万円の増）でした。その概要を事務事業と建設事業に分けて紹介します。

※金額は総事業費です。

総務費



総務費は、一般事務経費や財産管理、交通対策、税務、戸籍および住民基本台帳管理などの業務に支出されるものです。

◆事務事業

- 住民アンケートやむらづくり協議会などの住民意見を取り入れた、榛東村の新たなむらづくりの理念や基本的指針となる第五次榛東村総合計画を策定しました。
- 村内の防犯灯の新設や修理維持管理に百九十一万円を支出しました。
- 村内の交通危険箇所カーブミラーの新設および修理、また、劣化した外側線やセンターラインの

◆事務事業

- ふれあい館の管理運営費に総額六千四百八十八万円、福祉総合センターの管理運営費に総額二千三百九十二万円を支出しました。
- 乳児や母子家庭、障害者の医療費を補助する福祉医療費は、総額一億六千万円でした。
- 児童手当や民営保育園負担金、次世代育成支援事業などの児童福祉総務費に総額二億八千四百九十九万円を支出しました。
- 保育園の運営、維持管理などの保育園費に総額三億三千三百九十九万円を支出しました。
- 児童館の運営に五百二十三万円を支出しました。
- 学童保育所の運営に五百十万円

- 塗布などの交通事故防止に五百三万円を支出しました。
- ふるさと創生基金交付金として、各行政区が自ら考え自ら行う地域づくり事業（五事業）に、五百九十万円を支出しました。
- 各種基金への積立金は、次のとおりです。
- ◇庁舎建設基金……………一億円
- ◇財政調整基金……………二千九百七十一万円

◆建設事業

- ◆第9区コミュニティセンター改修工事……………2,940万円



改修された第9区コミュニティセンター

◆建設事業

- ◆北部保育園建設工事…2億3,390万円

園舎の老朽化に伴い新築された北部保育園新園舎。建設工事は平成16～17年度の2カ年で行われ、昨年の10月に完成しました。



完成した北部保育園の園舎

建設事業

◆耐震性貯水槽整備事業（長岡・山子田・広馬場各1基、新井2基）
.....3,035万円



議会費は、年四回の定例会のほか随時開かれる臨時会や各種委員会の開催などに要する経費です。
消防費は、消防団の運営や防火施設の建設、防災行政無線の設置および維持管理などに支出されます。

●村議会は三月、六月、九月、十二月の定例会のほか、五回の臨時会が開かれました。村議会では、条例や予算など百二十四件の村長提出議案、意見書など八件の議員提出議案、請願二件および陳情十一件（いずれも平成十七年一月一日～同年十二月三十一日）が審議されました。
●平成十七年度における消防団員（団員数四百五十五人）の火災出動は、九件（延べ出場人員千三百九十九人）でした。
●平成十七年度に支出した公債費（借り入れ金の返済額）は、総額二億三千九百六十六万円で、村民一人あたりに換算すると約一万六千円（平成十八年三月三十一日現在の人口で算出）となります。

議会費・消防費・公債費



事務事業

公債費は、村の借り入れ金を返済するための費用です。

●村議会は三月、六月、九月、十二月の定例会のほか、五回の臨時会が開かれました。村議会では、条例や予算など百二十四件の村長提出議案、意見書など八件の議員提出議案、請願二件および陳情十一件（いずれも平成十七年一月一日～同年十二月三十一日）が審議されました。
●平成十七年度における消防団員（団員数四百五十五人）の火災出動は、九件（延べ出場人員千三百九十九人）でした。
●平成十七年度に支出した公債費（借り入れ金の返済額）は、総額二億三千九百六十六万円で、村民一人あたりに換算すると約一万六千円（平成十八年三月三十一日現在の人口で算出）となります。

土木費



土木費は、道路や橋の新設、維持管理、河川の改修、村営住宅の維持管理、都市計画、ふるさと公園の維持管理などのため

事務事業

めに支出されるものです。

●むらづくり協議会を組織し住民意見を反映した、都市計画の基本的な指針となる都市計画マスタープラン（三カ年計画）を策定しました。
●道路に対する関心と公共心の高揚を図り、安全な道路使用の確保などを目的にした道路愛護を実施しました。
●道路の改良舗装、路線廃止・認定などで道路台帳の整備を行いました。



改良舗装された八ノ海5号線



第2区に整備された公園

建設事業

- ◆上サ15号線外7路線改良舗装工事2,562万円
- ◆布海戸3号線改良舗装工事1,030万円
- ◆堀之内7号線舗装工事154万円
- ◆八ノ海道5号線改良舗装工事1,978万円
- ◆御堀・宮室線改良工事490万円
- ◆第2区街区公園建設工事1,782万円

平成17年度 特別会計と事業会計の決算

榛東村では、国民健康保険、老人保健、介護保険、住宅新築資金等貸付、公共下水道事業、農業集落排水事業の6つの特別会計があります。（平成18年3月31日現在）

国民健康保険特別会計

歳出は11億9,566万円

農業や自営業などに従事している人が加入している、国民健康保険の決算は、十二億四千七百七十六万円の歳入に対し、歳出は十一億九千五百六十六万円で、差引額

五千二百十万円は平成十八年度へ繰り越しました。

歳入の主なもの、国民健康保険税四億五千六百五十四万円、国庫支出金三億七千三百七十五万円

などで、歳出は保険給付費八億二千六百十四万円、老人保健拠出金二億七千七百三十三万円が主となっています。
国民健康保険は、医療保険制度の基盤的な役割を果たしており、加入者が安心して医療を受けることができるように保険制度の維持・運営に使われました。

老人保健特別会計

歳入歳出ともに10億1,323万円

すべての人が国民健康保険か社会保険に加入していますが、七十五歳以上のお年寄り（六十五歳以上で一定の障害のある人を含み、七十歳以上の健康保険前期高齢者を除く）が医療を受けた場合、個人負担金を除く医療費は、すべてこの老人保健特別会計から支払われています。
歳入の総額は、十億千三百二十

三万円ですが、そのうち約五・七％に当たる五億六千四百八十七万円が支払基金からの交付金で、三億七千九百七十七万円が国庫支出金および県支出金です。
一方、歳出の総額も歳入と同額の十億千三百二十三万円で、そのうち十億九百十九万円が医療諸費となっています。

介護保険特別会計

歳出は5億1,629万円

高齢者の介護を社会全体で支えるため、介護保険法による介護サービス、支援サービスなどの保険給付を行いました。
歳入総額五億千九百二十四万円ですが、そのうち約三・一％に

当たる一億六千五百五十二万円が支払基金からの交付金です。
一方、歳出総額は五億六千二百九十九万円で、歳入から歳出を差し引いた二百九十五万円を平成十八年度へ繰り越しました。

住宅新築資金等貸付特別会計

歳入歳出ともに4,946万円

地域改善対策の一環として貸し付けられた住宅新築資金などの回収業務を行う住宅新築資金等貸付

特別会計の決算は、歳入歳出ともに四千九百四十六万円でした。

公共下水道事業特別会計

歳出は3億8,035万円

衛生環境整備に欠かせない公共下水道特別会計の決算は、三億八千四百一十一万円の歳入に対し、歳出は三億八千三百五十五万円で、差引額百六十六万円は平成十八年度へ繰り

越しました。
平成八年四月から供用を開始した村の下水道は、供用開始面積百三十三畝、供用人口三千七百三十三人となりました。

農業集落排水事業特別会計

歳入歳出ともに1億4,369万円

農村地域の生活向上のため、長岡地区の排水管路の工事、広馬場地区の事業計画書の業務委託などを行いました。

歳入歳出の総額はともに1億4,369万円でした。
また、平成17年7月1日から長岡地区が供用開始になりました。

上水道事業会計

総配水量は221万立方メートル

毎日、皆さんのご家庭に安全でおいしい水をお届けしている村の上水道。平成十七年度の総配水量はおよそ二百二十一万立方メートル、給水件数は四千八百四十二件でした。

1日最大配水量は、平成十七年九月十四日の七千四百八十六平方メートルで、村民一人あたりに換算した1日平均使用水量は二百六十九リットルとなっています。
上水道事業会計の収益的収入（水

道料金など）は二億八千三百五十二万円、収益的支出（水道施設維持管理、県水受水費など）は二億六千四百二十九万円、損益計算上で千四百三十七万円の純利益となりました。資本的収入（防衛補助金など）は二億二千三十八万円、資本的支出（浄水場改修など）は二億九千六百九十八万円となり、資本的収支の不足額七千六百六十六万円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額ならび



平成十七年度に完成した新井浄水場の壁面付水道タンク

決算審査意見書

地方自治法により、決算を監査委員の審査に付することが義務付けられています。この規定に基づき実施された監査委員による平成十七年度決算審査の概要をお知らせします。

村の監査委員から本年八月三十一日に提出された決算審査意見書の概要は、次のとおりです。

地方自治法第二百三十三条第二項及び地方公営企業法第三十条第二項の規定に基づき実施した平成十七年度決算審査に係る意見書を別添のとおり提出する。

榛東村監査委員
岩崎 唯雄
善養寺 忠

I 一般会計及び特別会計 I 審査の対象

一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、住宅新築資金等貸付特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計

2 審査の期間

平成十八年七月二十六日から八月四日まで（実五日間）

3 審査の手続

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため、関係書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、

必要と認めたその他の審査手続を実施した。

4 審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適法かつ適正に行われているものと認められた。

○決算規模

総計の歳入歳出決算額では、前年度に比べ、歳入が二億九千九百八十万八千円（三・六％）、歳出が二億九千四百五十六万六千円（三・七％）増加している。この中には各会計間相互の繰入、繰出金三億四千七百四十四万四千円が含まれており、これを控除した純計決算額は、歳入八十一億八千五百三十五万七千円、歳出七十九億九千五百五十七万五千円で、前年度と比較すると、歳入は二億六千四百一十三万三千円（三・三％）、歳出は

二億五千八百四十五万五千円（三・三％）の増となっている。

○決算収支

総決算における歳入歳出差引残高（形式収支）は一億八千九百七十八万二千円で、翌年度へ繰越すべき財源を差引いた実質収支の額は一億三千八百六十四万八千円の黒字、これから前年度実質収支額（前年度繰越金）を控除した単年度収支の額は千八百八十三万六千円の黒字となっている。

○予算の執行状況

歳入決算額は八十五億三千二百八十万四千円で、総予算額八十八億六千三百四十四万六千円に対し三億三千三百四十四万五千円の減収で、収入率は九六・三％で、前年度より一・一ポイント増加している。

また、調定額九十一億二千七百五十六万六千円に対する収入率は九三・五％（前年度九二・九％）となっており、収入済額は前年度に比べ二億九千八十八万八千円の増収となっている。なお、不納欠損額は千七百三十二万六千円（前年度八千七百七十四万四千円）である。歳出決算額八十三億四千三百一

万九千円は、総予算額に対し九四・一％（前年度九三・〇％）の執行率で、一億三千八百三十一万三千円を平成十八年度に繰越し、不用品額は三億八千八百八十二万四千円（前年度二億六千六百八十六万九千円）となっている。

○財政の構造（普通会計）

①歳入の構成

自主財源（十九億六千八百十六万六千円）と依存財源（三十二億四千八百五十三万三千元）の割合は、三七・七対六二・三となっており、自主財源の構成比率は前年度より一・六ポイント増加している。自主財源は、村税が前年度に比べて八千五百七十七万三千元、分担金・負担金が五千三百六十九万九千円増加し、使用料及び手数料三千九百九十九万九千円、財産収入二百九十五万五千円、寄附金二百三十八万六千円がそれぞれ減少したが、総額では一億九千七百七十七千円の増となっている。

依存財源は、国庫支出金一億三千五百七十八万八千円、県支出金千六百九十九万六千円等が増加し、ゴルフ場利用税交付金二百二十三万八千円、地方消費税交付金が八百二十五万五千円、地方交付税四千二百二十二万五千円等が減少したが、総額で一億二百六十五万八千円の増となっている。

経常的収入（三十三億六千三百九十二万三千円）を前年度と比較すると、一億二百三十四万四千円（三・

一％）の増で、これは、村税、所得譲与税等の増加によるものである。また、臨時的収入（十八億五千二百七十七万三千円）は、前年度比で一億九千四百三十三万四千円（一・五％）の増となっている。これは、投資的事業に交付された国庫支出金の増加によるものが大きい。

②歳出の構成

歳出決算額を性質別でみると、義務的経費は一億三千六百九十六万六千円減少し、財政的な弾力性が回復しつつある。その要因は、扶助費が三千五百二十万四千円増加したが、人件費が千六百五十九万六千円、公債費が一億五千五百五十七万四千円減少したことによる。投資的経費は四億三千二百六十五万五千円増加している。国庫補助事業費が一億二千二百三十三万九千円、地方単独事業費が三億三千一百一十六万六千円増加している。その他経費は三千二百三十一万千円減少している。内訳としては、物件費が千二百二十八万八千円増加しているが、その他が四千四百五十九万九千円減少している。

○総括

普通会計によって財政構造をみると、財政力指数は〇・五〇六と前年度より〇・〇一七ポイント向上した。経常収支比率は、一般的に町村において妥当とされる数値（七十五％）を平成十三年度に超えて以降、年々悪化している。決算

年度は八四・七％（前年度八六・三％）と、財政の硬直化がわずかに後退したが、これは、村税収入が前年度に比べ八千五百七十七万三千円（七・九％）増加した一方、平成十六年度に多額の繰上償還を行ったために公債費の支出が減少したことなどによるものである。公債費負担比率は七・四％で、前年度より四・〇ポイント低下している。

また、歳出の構成をみると、義務的経費が一億三千六百九十六万六千円（七・五％）減少した一方、投資的経費は四億三千二百六十五万五千円（三五・一％）の増加となっており、厳しい財政環境にはあるものの積極的な事業展開が図られたことを示している。

主要財政指標をみると、財政は、ほぼ健全な状態を維持しているが、年々悪化傾向にあり、また、村債の残高が累増している状況を考察すると、将来にわたる財政の健全性の確保が望まれる。

決算年度における村税の収入は前年度に比べ増加しているが、緩やかな回復が続いているといわれる景気の先行きも不透明であり、また、本村における人口の動向をみても今後の大きな増収は期待できないものと考えられる。

一方、低下傾向にあった村税収納率もここ数年では最高となる九〇・三％（前年度八四・六％）となっている。税源移譲後は、この

「徴収率」が今まで以上に重要となってくるので、課税客体的確な把握に基づいた賦課と徴収及び住民の納税意識の高揚に一層の努力を傾注し、租税負担の公平性の確保が望まれるところである。

また、当該年度において村税全体で千七十二万円の不納欠損処分を行っている。税の徴収権の時効の中断についても意を用い、自主財源の確保に努められたい。

今後の村財政を展望すると、諸経費のより一層の節減とともに、行政の効率化に努め、施策の緊急度を的確に把握し、行政の簡素化、効率化に努め、計画的な行財政運営によって健全財政の維持を図ることが必要と考えられる。

II 上水道事業会計

1 審査の対象

上水道事業会計

2 審査の期間

平成十八年七月十四日

3 審査の手続

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかを検証するため、総勘定元帳その他の関係書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施した。

なお、審査に当たっては、当事

業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営されたかを検討するため、経営分析を行った。

4 審査の結果

審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び付属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

○経営成績

当年度の経営成績を前年度と比較してみると、営業収益と営業外収益の減少によって、総収益は前年度より九百五十万五千円（三・四％）減少している。

一方、総費用は前年度より百九十七万七千円（〇・八％）減少し、当年度の純利益は七百五十万八千円（三四・三％）減少し、前年度繰越利益剰余金三千三百三十三万四千円を加えると当年度末処分利益剰余金は四千七百五十一万三千円となっている。

また、経営成績及び主要な利益指標の推移をみると、決算年度の各指標数値は前年度よりやや低下している。

○総括

当年度の経営成績を前年度と比較してみると、節水型社会への移行などにより総配水量が低下し、給水収益が五百七十六万七千円（二・二％）減少している。

また、給水収益が減少したこと

などにより当年度の純利益は前年度に比べ七百五十万八千円（三四・三％）減少し、千四百三十七万八千円となっている。

次に、財政状態をみると、当年度において総額二億六千五百九十五万三千円の建設改良事業が行われ、有形固定資産が一億六千三百三十六万四千円増加したが、この資金は国庫補助金と新幹線渇水補償金及び企業債の発行で賄われている。これらによって、負債比率が当年度末五一・五％と前年度に比し八・五ポイント低くなったが、これにより流動資産の現金預金は八百五十二万七千円減少した。

以上のとおり、前年度に比べ純利益は減少したものの未処分利益剰余金は四千七百五十一万三千円となり、前年度より千二百三十七万九千円増加している。しかし、給水収益の大幅な自然増収は期待できず、反面、給水原価は設備の老朽化に伴い、その維持修理費及び減価償却費等多くの上昇要因が予想され、経営環境は依然厳しい状況が続くものと考えられる。また、現在進められている浄水場更新事業並びに配水管布設事業も多額の資金を必要とすることから、企業債の増加と前受金（定期預金）の減少は経営を圧迫することとも予想される。

また、営業収益の大部分を占めている給水収益の収入未済額は年々増加の傾向にあったが、当年度に

においては著しく減少している。これらの諸課題を長期的な視野に基づき検討するとともに、経費の節減と資産の効率的な運用並びに管理に努め、計画的な財政運営によって、経営の安定化を図り、継続的に安全で安価な水の供給に努力されることが望まれる。

※用語の説明

普通会計：地方財政状況調査に基づく区分によるもので、本村においては、一般会計と住宅新築資金等貸付特別会計及び老人保健特別会計の一部がこれにあたる。

自主財源：地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいう。自主財源の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保しうるかどうかの尺度にもなる。

依存財源：国・県等の意志により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入。地方債も含まれる。

財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数。「一」に近い団体ほど財源に余裕がある。平成十六年度においては、県内四十七町村中、本村は二十一番目であった。

長祝寿

90歳以上の方は90人

町内27の市町村に
おめでとう

70歳以上は年内に一、八三九人に

『敬老の日』の前週の九月九日、村と社会福祉協議会が慶祝訪問を行いました。今年は、百歳になられた富岡晋禄さん（七区）や九十歳と九十五歳の長寿高齢者のお宅を訪問し、長寿を祝いました。このコーナーでは、慶祝訪問のほか、同日に行われた敬老会の様子を紹介します。

慶祝訪問 長寿の祝品を贈呈

九月九日、三班に分かれて慶祝訪問が行われました。本年度の対象者は、百歳以上が二名、九十五歳が四名、九十歳が十九名となっており、このうち十九名のお宅を訪問し、村と社会福祉協議会から長寿の祝品を贈りました。

慶祝訪問では、各班がそれぞれのお宅で、元氣いっぱいなおじいちゃん、おばあちゃんの日頃の様子、健康長寿のことなどを聞かせていただきました。

牧口元雄さん（九区）は、今年で九十五歳を迎える元氣なおじいちゃん。出征兵士として赴いた中国での貴重な体験談や、榛東村の前身である旧桃井村の昔の様子などを、昨日の出来事のように詳細に語っていただきました。



村と社会福祉協議会が長寿の祝品を贈りました。（写真は牧口元雄さん）

なお、今年で九十歳を迎える方が生まれた年は西暦で千九百十六年、大正五年になります。

敬老会 八百人余りが楽しいひとときを

村と社会福祉協議会では、九月九日、榛東中学校体育館において平成十八年度の敬老大会を行いました。

年内に七十歳以上になる方を含めて1,839人を招待した敬老大会では、九十九歳の白寿（該当2名、八十八歳の米寿（同38名、七十七歳の喜寿（同136名、結婚して六十歳を迎えたダイヤモンド婚（同6組）、同じく五十歳を迎えた金婚（同14組）の皆さんの褒賞が行われました。



米寿のお祝いを受ける三俣源市さん

式典前のオープニングでは、榛東中央保育園の園児たちによる太鼓の演奏が披露され、式典後の催し物では、長寿会女性部の方たちによる舞踊、村内有志の方たちによる踊りやカラオケなどが披露されました。また、中学校吹奏楽部による記念演奏も行われ、来場したお年寄りの方々は、すばらしい演奏に酔いしれていました。



受賞者を代表して謝辞を述べる加藤明さん



金婚のお祝いを受ける高橋武志・文子さんご夫婦

交通安全総ぐるみ大会で表彰

九月二十一日から三十日まで『秋の全国交通安全運動』が行われました。運動期間中の二十四日には、渋川警察署管内（三市町村）の交通安全総ぐるみ大会がしんとうスポーツアリーナで行われました。大会では、交通事故犠牲者に対する黙祷に続いて、管内小学生の交通安全ポスターコンクール、優良自動車運転者の表彰が行われました。

本村の受賞者は、次の方々です。

- ◎交通安全ポスターの部
- ▼最優秀賞 山崎 瞭介（北小四年）
- ▼優秀賞 橋本素野子（南小五年）
- ▼佳作 高橋 奈央（南小五年）
- 鈴木 真結（北小二年）
- 春山 桂太（南小一年）
- 星野 友哉（南小六年）
- 堤 楓輝（南小四年）
- 茂田 樹里（北小四年）
- 志岐 泉城（北小二年）

◎交通安全功労者 青山 敏雄

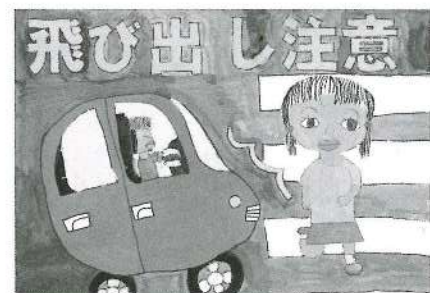
◎交通安全安全協理理事長賞（全日本交通安全協会会長表彰）

- 伊与久茂（八区） 小山昇（九区）
- 小林忠治（二区） 岩田宗也（一區）
- 近藤結衣（七区） 大熊 純一郎（九区） 斉藤由樹（一四区）

市町村別交通事故発生状況

	事故件数	死者	傷者
榛東村	54	1	72
吉岡町	143	1	186
渋川市	595	7	799
合計	792	9	1,057

注：数値は平成十八年1月から8月末の累計



▲佳作の高橋奈央さんの作品



▲優秀賞の橋本素野子さんの作品



▲最優秀賞の山崎瞭介さんの作品



▲入賞の星野友哉さんの作品



▲佳作の春山桂太さんの作品



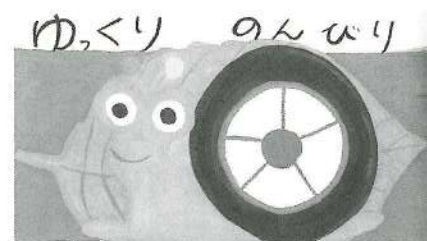
▲佳作の鈴木真結さんの作品



▲入賞の堤楓輝さんの作品



▲入賞の志岐泉城さんの作品



▲入賞の茂田樹里さんの作品

Shinto News



県道でドライバーにチラシを配る交通安全会の皆さん

街頭指導で交通安全を呼びかける

9月21日から30日の10日間、秋の県民交通安全運動が「確かめて・自転車・横断者」をスローガンに、県下全域で実施されました。

村交通対策協議会と村交通安全会では、9月28日に一斉街頭指導を行い、ドライバーへ安全運転を呼びかけるチラシなどを配布しました。また、期間中、朝の街頭指導、飲酒運転追放夜間パトロール、交通指導車による車両広報など交通事故防止の運動を展開しました。



元氣いっぱい遊ぶ子どもたち

あそびの城を開催

9月22日（金）あそびの城がふるさと公園で開催されました。

あそびの城は、文部科学省が進める「子どもの居場所づくり」を日本レクリエーション協会が「あそびの城」として全国に普及をしているものです。

村では榛東村あそびの城実行委員会が、「子ども達の健全育成」を目的に開催し、今年度は30回実施される予定です。

/Sports/High/Light/

第26回村民ゲートボール大会

—4区チームが優勝—

9月19日、ふれあい館ゲートボール場で、村民ゲートボール大会が開催されました。

さわやかな秋晴れの中で行われた大会には、5チームが参加。各チームが熱戦を繰り広げるなか、見事4区チームが優勝を飾りました。なお、準優勝は2区チーム、3位は15区チームでした。



優勝した4区チームの皆さん

村長杯争奪野球大会

—広馬場チームが優勝—

第27回村長杯争奪野球大会が8月27日から9月17日にかけて、しんとう総合グラウンドで開催されました。

15チームが参加し、熱戦を繰り広げた結果、9区と広馬場チームが決勝戦に進出。序盤に先制した広馬場チームが優勝し、2連覇を達成しました。

なお、3位は4区とレックリーズでした。
【最優秀選手賞】石田 三男選手（広馬場）
【敢闘賞】小林 光選手（9区）



見事連覇を達成した広馬場チーム

婦人バレーボール大会

—16区が優勝—

第37回婦人バレーボール大会が9月10日、しんとうスポーツアリーナで開催されました。

18チームが参加し、家族や区の関係者らの声援を受けながら、コートでは白熱した試合が展開されました。結果は、16区が優勝、準優勝は9区でした。

【最優秀選手賞】小川 ゆかり選手（16区）
【敢闘賞】小山 範子選手（9区）



活動中です！ボランティア

榛東村にはボランティア活動を行っている団体がいくつもありま。今回はその活動内容をご紹介します。

九月九日に行われた敬老会では、ボランティア連絡協議会が七十歳以上の招待者の方々へお茶を配布しました。また、お湯を沸かすときの寸胴鍋や沸かしたお湯を入れるポットなどを寄付しました。六月新たに立ち上がった防災ボランティアしんとうでは九月二十

社会福祉協議会からのお知らせ

■心配こと相談

日時 十一月十日（金）

午後一時三十分～午後四時

場所 商工会館一階和室

■無料法律相談

日時 十一月二十四日（金）

午後一時三十分～午後四時三十分

場所 福祉センターささえの家

相談員 群馬弁護士会員
相談時間 ひとり約三十分

※必ず電話予約（☎五五五二九四）をお願いします。

■ふれあい館休館日

・十一月十三日（月）

・十一月二十七日（月）

※毎月第二・第四月曜日定休

▼お問い合わせは、社会福祉協議会（☎五五五二九四）またはふれあい館（☎五四四一一二六）までお願いします。

（財）消防試験研究センターから

消防設備士試験の実施について

（財）消防試験研究センター群馬県支部では、群馬県知事から委任された平成十八年度第二回の消防設備士試験を次のとおり実施します。

■日時

平成十九年一月十四日（日）

午前九時～

■試験会場

前橋工業高等学校

■試験の種類および手数料

甲種 一類～五類（五千元）
乙種 一類～七類（三千四百円）

■受付期間

十一月二十七日（月）～十二月六日（水）

（土・日曜日は除く）

■受付場所

〒三七一〇八五四

前橋市大渡町一丁目十番七号

群馬県公社ビル五階

（財）消防試験研究センター

群馬県支部

■受験資格

甲種は、一定の学歴または実務経験が必要ですが、乙種については受験資格の制限はありません。

▼受験願書は、渋川地区広域消防本部予防課（☎二五二四一九三）に準備してあります。

石綿救済法に関する特別遺族給付金の請求について

●特別遺族給付金とは

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿救済法」といいます。）が、本年三月に施行されたことに伴い、石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者の遺族で、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方は、特別遺族給付金を受給することができます。

●特別遺族給付金の請求について

特別遺族給付金は、石綿救済法により平成十三年三月二十六日以前に死亡した労働者の遺族で、労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方を対象としています。

年金として支給される特別遺族給付金は、請求があった日の属する月の翌月分から支給になり、請求が遅くなると受給総額が少なくなります。また、石綿救済法の施行日から三年が経過（平成二十一年三月二十七日）すると、特別遺族給付金の請求ができなくなります。

●労災保険給付の請求について
平成十三年三月二十七日以降に、石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者の遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付が支給されます。

●ご相談やお問い合わせ
特別遺族給付金や労災保険制度については、群馬労働局労働基準部労災補償課（☎二七二二〇一五〇）または各労働基準監督署へ、労災保険給付の対象とならない方への救済給付については、独立行政法人環境再生保全機構（☎二二〇一三八九一九三）までお願いします。

また、現在石綿ばく露を原因とする疾病で療養中の労働者の方は、請求が遅くなると受給総額が少なくなります。また、石綿救済法の施行日から三年が経過（平成二十一年三月二十七日）すると、特別遺族給付金の請求ができなくなります。

暮らしの情報

前橋検察審査会から ごぞんじですか？ 検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあい、警察や検察庁に訴えたが検察官がその事件を起訴してくれない。このような不満をお持ちの方のために検察審査会があります。お気軽にご相談ください。費用は無料で秘密は厳守されます。

▶ お問い合わせは、前橋検察審査会（☎027-231-4275）までお願いします。

保健福祉課から

在宅寝たきり老人等 介護慰労金を支給します

村では、身体上または精神上障害があり、日常生活に著しい支障のある在宅老人を介護する方の労をねぎらうために介護慰労金を支給します。支給は12月です。

■支給条件…①村内に住所を有し、年齢が65歳以上であること②在宅で1年以上継続して介護を行っていること(期間中に短期入所生活介護、短期入所療養介護および入院などにより在宅を離れた期間が100日を超えないこと)③1年以上継続して要介護4または5に相当すること

■基準日…平成18年8月1日

■支給金額…70,000円

(介護保険のサービスを受けず、村民税非課税世帯については100,000円)

▶ 該当すると思われる方は、10月31日(火)までに保健福祉課（☎54-2211内線117）または各区の民生委員に申し出てください。

11月休日当番医

	内科	外科	耳鼻科	歯科
3日	湯浅内科クリニック (渋川) ☎20-1311	塚越クリニック (渋川) ☎60-7700	有馬クリニック (有馬) ☎24-8818	石岡歯科医院 (赤城町) ☎56-3535
5日	石北医院 (渋川) ☎22-1378	入内島内科医院 (半田) ☎60-7322	川島医院 (渋川) ☎22-2421	平形歯科医院 (石原) ☎22-0953
12日	伊香保クリニック (伊香保町) ☎72-4144	竹内小児科 (吉岡町大久保) ☎30-5151	高井医院 (渋川) ☎22-0076	北橋歯科診療所 (北橋町) ☎52-3762
19日	中野医院 (渋川) ☎22-1219	駒寄こども診療所 (吉岡町大久保) ☎55-5252	斎藤内科クリニック (金井) ☎22-1678	石田歯科医院 (大崎) ☎25-0411
23日	阿部医院 (八木原) ☎25-1211	めぐみこどもクリニック (行幸田) ☎30-2022	北條外科胃腸科医院 (吉岡町大久保) ☎54-6870	関歯科医院 (吹屋) ☎25-0530
26日	北関東循環器病院 (北橋町下宿田) ☎027-232-7111	渋川中央病院 (石原) ☎25-1711	加藤整形外科医院 (行幸田) ☎20-1007	北橋歯科診療所 (北橋町) ☎52-3762

※耳鼻科は診療時間が正午までです。 ※http://shibukawa.gunma.med.or.jp/i.htm(iモード)
※夜間急患診療所(午後7時～11時、年中無休) ☎23-8899

役場下水道課から

浄化槽の管理内容のご確認を！

浄化槽管理者(一般的には浄化槽を設置された方)には、浄化槽法により定期的な保守点検と清掃および年1回の法定検査が義務づけられています。浄化槽の維持管理を行う保守点検業者は、これらを一括して行うか、または、自らできない管理については、業者の斡旋を行うなどして適正な管理に努めています。

しかし、中には一部の管理だけしか行わず、そのことを浄化槽管理者に知らせない場合も見受けられます。浄化槽の管理が不十分で生活環境上大きな問題が発生したときには、浄化槽管理者に対し法令上の罰則が適用されることもあります。

ご自宅の浄化槽管理契約の内容、検査結果等を見直して必要な管理が全て適正に実施されているかご確認ください。また、契約内容、検査結果等について不明な点があった場合は、保守点検業者または以下の関係行政機関等までお尋ね下さい。

▶ 関係行政機関へのお問い合わせ
県庁産業廃棄物政策課

☎027-226-2853

渋川環境森林事務所

☎0279-22-2763

▶ 法定検査に関するお問い合わせ
(財)群馬県環境検査事業団

☎027-237-5111

行政相談週間

10月16日(月)～

10月22日(日)

ちょっとお耳を

日本司法支援センター



日本司法支援センター「法テラス」は、法的トラブルを解決するための情報やサービスを全国どこでも受けられることを目的に、全国50カ所以上の事務所を設置し、10月より以下の業務を開始します。

法的トラブルを解決するのにどのような方法があるのかわからない、どこに相談すればよいのかわからない、といったときは「法テラス」コールセンターまでお気軽にお電話ください。

○情報提供…法的トラブルの解決に役立つ情報の無料提供

○民事法律扶助…資力の乏しい方のための無料相談や裁判費用の立て替え

○司法過疎対策…弁護士がいらないなど法律サービスを受けることが難しい地域での適切な料金での法律サービスの提供

○犯罪被害者支援…被害者支援に詳しい弁護士や支援団体などに関する情報の無料提供

○国選弁護関連業務…国選弁護人を確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制の整備

▶ ご相談は

法テラスコールセンター

・一般相談

☎0570-078374

・犯罪被害者相談

☎0570-079714

法テラスホームページ

http://www.houterasu.or.jp

▶ お問い合わせは、日本司法支援センター群馬地方事務所（☎050-3383-5399）までお願いします。

群馬県最低賃金

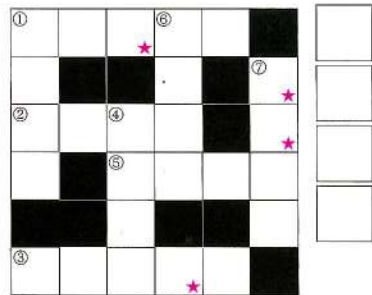
1時間 654円

平成18年10月1日から適用

図書券が 当たる!?

広報クイズ

★をつなげてください。ひとつの言葉になります。応募する紙には、その言葉だけを答えとして記入してください。
(ヒント…赤や黄色)



ヨコのカギ

- ①農作物などをとりいれること。
- ②秋の味覚です。香り、味シメジ。
- ③おながすすみます。ーの秋。
- ⑤そこから中へ入ります。ー↓

タテのカギ

- ①その年にとれたばかりのお米のこと。
- ④十月九日はーの日。
- ⑥空缶を使った遊び。鬼になった人が缶を守ります。
- ⑦お茶の一種。アッサムやダージリンなどの産地が有名です。

前回の答えと当選者

広報九月号のクイズの解答は、



ブドウガリ

全通で三十二通寄せられ、全通が正解でした。
抽選で、次の七人の方に五百円相当の図書券を贈りました。
(カッコ内は行政区 敬称略)
〔当選者〕須田マサ子(2区) 森田絵里(3区) 川野久仁子(8区) 小野優(10区) 掛川拓馬(14区) 須田あさみ(15区) 小野関祐介(18区)

ダイヤルメモ

役場	54-2211
教育委員会	54-2765
中央公民館	54-2573
社会教育施設等管理事務所	54-8534
商工会館	54-2318
さくら公園	54-2488
こどもセンター	54-0031
児童館	54-7933
耳飾り館	54-1133
ふれあい館	54-1126
社会福祉協議会	55-5294

問い合わせ

保福…保健福祉課
住民…住民生活課
社協…社会福祉協議会
教育…教育委員会
公民…中央公民館
農業…農業委員会
楽集…楽集センター

土	金	木	水	火	月	日
4	3	2	11/1	31	30	29
	文化の日			乳児健診 PM11:15～2:00 中央公民館 保福	健康相談 PM11:30～2:30 商工会館 保福	第19回壮年スローピッチソフト ボール大会 AM9:00～12:00 しんとう総合G 教育 第36回村民文化祭作品展示会 中央公民館 公民
	日	土	金	木	水	火
19	18	17	16	15	14	13
村民創造大会 AM8:00～12:00 スポーツアリーナ 教育			南郷小児童 AM10:00～12:00 中央公民館 保福	AM10:00～12:00 中央公民館 保福	AM10:00～12:00 中央公民館 保福	AM10:00～12:00 中央公民館 保福

土	金	木	水	火	月	日	土	金
28	27	26	25	24	23	22	21	10/20
AM9:30～12:30 第36回村民文化祭作品展示会 中央公民館 公民	AM9:30～12:30 第36回村民文化祭作品展示会 中央公民館 公民	AM9:30～12:30 第36回村民文化祭作品展示会 中央公民館 公民	AM9:30～12:30 第36回村民文化祭作品展示会 中央公民館 公民	AM9:30～12:30 第36回村民文化祭作品展示会 中央公民館 公民	AM9:30～12:30 第36回村民文化祭作品展示会 中央公民館 公民	AM9:30～12:30 第36回村民文化祭作品展示会 中央公民館 公民	AM9:30～12:30 第36回村民文化祭作品展示会 中央公民館 公民	AM9:30～12:30 第36回村民文化祭作品展示会 中央公民館 公民
月	日	土	金	木	水	火	月	日
13	12	11	10	9	8	7	6	5
ふれあい館休館日	AM8:00～11:00 第31回村民文化祭作品展示会 中央公民館 教育	AM8:00～11:00 第31回村民文化祭作品展示会 中央公民館 教育	AM8:00～11:00 第31回村民文化祭作品展示会 中央公民館 教育	AM8:00～11:00 第31回村民文化祭作品展示会 中央公民館 教育	AM8:00～11:00 第31回村民文化祭作品展示会 中央公民館 教育	AM8:00～11:00 第31回村民文化祭作品展示会 中央公民館 教育	AM8:00～11:00 第31回村民文化祭作品展示会 中央公民館 教育	AM8:00～11:00 第31回村民文化祭作品展示会 中央公民館 教育

あなたの暮らしの
広報カレンダー

※行事・時間・場所・問合せ先の順に掲載されています

秋季道路愛護を実施します

今年も秋季道路愛護が下記の日程で実施されます。村民皆様のご協力をお願いします。

■日時…11月5日(日) 午前8時から

■作業内容…路面・路肩の除草およびこさ切り、側溝・ガードレール・カーブミラーの清掃等

■その他

- ・スコップや鎌など、作業に必要な道具をお持ちください。
- ・安全に十分注意して作業をしてください。
- ・拾い集めたゴミは分別収集をお願いします。
- ・雨天・荒天時の中止の判断につきましては各区でおこないます。

▶お問い合わせは、役場建設課(☎54-2211内線207)までお願いします。

役場税務課から

早朝・夜間納税窓口を開設

役場税務課では、通常の業務時間を延長して、村税の納税および納税相談に応じます。お気軽にご利用ください。

■早朝・夜間納税窓口の開設日時

開設日	時間	納税場所
10月31日(火)	早朝：午前7時から	榛東村役場 税 務 課
11月30日(木)	8時30分まで	
12月27日(水)	夜間：午後5時15分	
1月31日(水)	から7時30分まで	

※なるべく釣り銭のないようにお願いします。

役場税務課から

村税は納期限内に納めましょう

■村税等の納期限

納期限	税目
10月31日	村県民税(3期) 国民健康保険税(5期)

▶納税に関する相談やお問い合わせは、役場税務課(☎54-2211内線109)までお願いします。

人口と世帯

(9月1日現在)

総人口	14,589人(+4)
男	7,418人(-10)
女	7,171人(+14)
世帯数	4,814戸(+3)

()は対前月

村内の交通事故

(9月末日現在の累計)

事故件数	61件(+8)
死者	1人(+1)
傷者	81人(+19)

※()は前年同期対比

シートベルトは必ず着用しましょう

お元気ですか こちら保健師です

高齢者インフルエンザ 予防接種のお知らせ

今年もインフルエンザが流行する季節となりました。この冬健康で過ごせるよう予防接種をお勧めします。

次の方は、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

■接種の対象

・接種当日六十五歳以上の方
・六十歳から六十四歳のうち慢性高度心、肺、腎機能不全者(医師の診断が必要です。)

■接種の期間

平成十八年十月一日から十二月三十一日まで

■接種の方法、料金

・直接、かかりつけの医者へ予

約をし、保険証と健康手帳をご持参のうえ接種してください。

自己負担金は千円です(四千二百円のところ、村から三千二百円負担します)。

実施医療機関については保健福祉課へお問い合わせください。

場合は、医療機関または保健福祉課へお問い合わせください。まれに村と契約されていない医療機関があります。その場合は、手続きが必要となりますので、接種前に役場保健福祉課へ印鑑をご持参のうえお出かけください。接種料金の全額を立て替えていただいたあと、自己負担金の千円をひき、残りの三千二百



円を上限として、村から補助があります。▼ご不明な点は、役場保健福祉課(☎54-2211内線一一七・一一八)までお問い合わせください。

『このころの健康相談』

眠れない、不安だ、イライラする、酒ぐせが悪い、物忘れがひどい、仕事や学校へ行く気がしないなど、一人で悩んでいませんか。医師や保健師が相談に応じます。

■日程…十一月七日(火)

■時間…午後一時三十分・午後二時三十分・午後三時三十分
※予約制です。

■会場…商工会館

■費用…無料

▼お申し込みは、役場保健福祉課保健師(☎54-2211内線一一七)までお願いします。

『料理講習会(乳製品の料理)』

参加者募集のお知らせ

■日程…十一月十五日(水)

または十六日(木)

■時間…午前九時三十分～正午

■会場…南部コミュニティセン

ター

■持ち物…エプロン、三角巾、筆記用具

■定員…各日先着二十名まで

■費用…無料

▼お申し込みは、役場保健福祉課保健師(☎54-2211内線一一七)へ、十一月七日(火)までにお申し込みください。